

## 目次

- 不正景品類及び不正表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（平成二十一年政令第二百十八号）
- 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）

○不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（平成二十一年政令第二百十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（消費者庁長官に委任されない権限）</p> <p>第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号、<u>第五条第一項</u>（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第七条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。</p> <p>（法第十二条第三項の政令で定める事情）</p> <p>第三条 法第十二条第三項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。</p> <p>一 緊急かつ重点的に不当な景品類又は表示に対処する必要があること。</p> <p>二 前号のほか、効果的かつ効率的に不当な景品類又は表示に対処するため事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官が有する</p>	<p>（消費者庁長官に委任されない権限）</p> <p>第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに<u>第五条第一項</u>（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。</p>
<p>（新設）</p>	

専門的知見を特に活用する必要があること。

(事業所管大臣等への権限の委任)

第四条 消費者庁長官は、法第十二条第三項の規定により、法第九条第一項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び期間を定めて、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任するものとする。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 消費者庁長官は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に協議しなければならない。

(権限行使の結果の報告)

第五条 法第十二条第四項の規定による報告は、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）により行うものとする。

一 報告若しくは物件の提出の命令又は立入検査若しくは質問を行つた結果により判明した事実  
二 その他参考となるべき事項

(地方支分部局の長への権限の委任)

第六条 財務大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限

(新設)

(新設)

及び同条第四項の規定による権限（いざれも国税庁の所掌に係るもの）を除く。）を、特定事業者（法第九条第一項に規定する当該事業者及びその者とその事業に関する関係のある事業者をいう。以下この条において同じ。）の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）又は税関長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限行使することを妨げない。

2 財務大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限（いざれも国税庁の所掌に係るものに限る。）を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあっては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限行使することを妨げない。

3 厚生労働大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長）又は都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限行使することを妨げない。

4 農林水産大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限行使することを妨げない。

5 経済産業大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

6 國土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長又は地方航空局長に委任する。ただし、國土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

7 環境大臣は、法第十二条第三項の規定により委任された権限及び同条第四項の規定による権限を、特定事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

(証券取引等監視委員会への権限の委任等)

第七条 金融庁長官は、法第十二条第三項の規定により委任された権限（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融商品取引業に係る商品又は役務の取引、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する金融商品仲介業に係る商品又は役務の取引及び同項に規定する登録金融機関が行う同法第三

(新設)

十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務に係る商品又は役務の取引に関するものに限る。)を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告しなければならない。

(財務局長等への権限の委任)

第八条 金融庁長官は、法第十二条第三項の規定により委任された権限(同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)及び同条第四項の規定による権限(同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限に係るもの)を除く。)を、法第九条第一項に規定する当該事業者(次項及び次条において単に「当該事業者」という。)の主たる事務所又は事業所(次項及び次条第一項において「主たる事務所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にはあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、当該事業者の主たる事務所等以外の事務所、事業所その他その事業を行う場所(以下この項及び次条第二項において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福

(新設)

岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

第九条 証券取引等監視委員会は、法第十二条第六項の規定により委任された権限を、当該事業者の主たる事務所等の所在地を管轄する

財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項の規定により委任された権限で、当該事業者の従たる事務所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

(都道府県が処理する事務)

第十条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第四条第二項、第六条及び第九条第一項の規定による権限に属する事務(同項の規定による権限に属する事務にあつては、法第六条の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。)は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあり、消費者庁長官(法第九条第一項の規定による権限について、法第

(新設)

十二条第二項の規定により公正取引委員会に委任された場合にあつては公正取引委員会、同条第三項の規定により事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任された場合にあつては当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官、同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任された場合にあつては証券取引等監視委員会。以下この項において同じ。)がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。

2 前項本文の規定により同項本文に規定する事務を行つた都道府県知事は、速やかに、その結果を消費者庁長官に報告しなければならない。

3 第一項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(検査局の所掌事務)	現 行
第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。	第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。
一 金融機関（法第四条第三号イ、ハ、ホ及びヘに掲げる者をいう。）、銀行持株会社及び保険持株会社（保険業法（平成七年法律第二百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条第一項第一号リ及び第二十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに保証業務支援機関（信用保証協会法（昭和二十八年法律第二百九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう。次条第一項第一号ト及び第十九条第一項第六号ホにおいて同じ。）の業務及び財産の検査に関すること。	一 金融機関（法第四条第三号イ、ハ、ホ及びヘに掲げる者をいう。）、銀行持株会社及び保険持株会社（保険業法（平成七年法律第二百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条第一項第一号リ及び第二十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに保証業務支援機関（信用保証協会法（昭和二十八年法律第二百九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう。次条第一項第一号ト及び第十九条第一項第六号ホにおいて同じ。）の業務及び財産の検査に関すること。
二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第一百三条の四、第一百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百六条の十六、第一百六条の二十第一項（同条第二項において準	二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第一百三条の四、第一百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百六条の十六、第一百六条の二十第一項（同条第二項において準

用する場合を含む。）、第一百六条の二十七（同法第一百九条において準用する場合を含む。）、第一百五十一条、第一百五十五条の九、第一百五十六条の五の四、第一百五十六条の五の八、第一百五十六条の十五、第一百五十六条の二十の十二、第一百五十六条の三十四、第一百五十六条の五十八及び第一百五十六条の八十、投資信託及び投資法に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第一項及び第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第九条第一項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七条第一項（同法第二百九条第二項（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二百一十九条第一項（同法第二百九条第二項（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二百二十二条））第十五条第一項の規定に基づく検査に関すること。

三 次に掲げる者の検査に関すること。

イ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条）第一百二十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業を行う者並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方

ロ 船主相互保険組合

ハ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び

三 次に掲げる者の検査に関すること。

イ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条）第一百二十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業を行う者並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方

---

ロ 船主相互保険組合	ハ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人
二 保険業法第二百二十二条の二第二項に規定する指定法人（次条第一項第一号ヲ及び第二十二条第一項第一号ホにおいて「指定保険数理法人」という。）	二 保険業法第二百二十二条の二第二項に規定する指定法人（次条第一項第一号ヲ及び第二十二条第一項第一号ホにおいて「指定保険数理法人」という。）
ホ 損害保険料率算出団体	ホ 損害保険料率算出団体
ヘ 自動車損害賠償保険法（昭和三十年法律第九十七号）第二十条	ヘ 自動車損害賠償保険法（昭和三十年法律第九十七号）第二十条
ト 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。次条第一項第一号ネ、第十一條第一項第十七号及び第二十条第一項第一号ロにおいて同じ。）若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者	ト 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。次条第一項第一号ネ、第十一條第一項第十七号及び第二十条第一項第一号ロにおいて同じ。）若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者
チ 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関	チ 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関
リ 不動産特定共同事業を営む者	リ 不動産特定共同事業を営む者
ヌ 確定拠出年金運営管理業を営む者	ヌ 確定拠出年金運営管理業を営む者
ル 前払式支払手段発行者	ル 前払式支払手段発行者
ヲ 資金移動業を営む者	ヲ 資金移動業を営む者
ワ 資金清算業を行う者	ワ 資金清算業を行う者
カ 認定資金決済事業者協会	カ 認定資金決済事業者協会

---

タ 電子債権記録機関	保険仲立人
指定期争解決機関（金融商品取引法第二百五十六条の三十八第	二 保険業法第二百二十二条の二第二項に規定する指定法人（次条第一項第一号ヲ及び第二十二条第一項第一号ホにおいて「指定保険数理法人」という。）
カ 認定資金決済事業者協会	ホ 損害保険料率算出団体
タ 電子債権記録機関	ヘ 自動車損害賠償保険法（昭和三十年法律第九十七号）第二十条
指定期争解決機関（金融商品取引法第二百五十六条の三十八第	ト 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。次条第一項第一号ネ、第十一條第一項第十七号及び第二十条第一項第一号ロにおいて同じ。）若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者
カ 認定資金決済事業者協会	チ 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関
タ 電子債権記録機関	リ 不動産特定共同事業を営む者
指定期争解決機関（金融商品取引法第二百五十六条の三十八第	ヌ 確定拠出年金運営管理業を営む者
カ 認定資金決済事業者協会	ル 前払式支払手段発行者
タ 電子債権記録機関	ヲ 資金移動業を営む者
指定期争解決機関（金融商品取引法第二百五十六条の三十八第	ワ 資金清算業を行う者
カ 認定資金決済事業者協会	カ 認定資金決済事業者協会

---

ヨ 电子債権記録機関  
タ 指定紛争解決機関（金融商品取引法第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関を除く。）

レ 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構

ソ 保険契約者保護機構

ツ 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行

ネ 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行

ナ 独立行政法人住宅金融支援機構

ラ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

ム 独立行政法人国際協力機構

一項に規定する指定紛争解決機関を除く。）

レ 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構  
ソ 保険契約者保護機構

ツ 株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行  
ネ 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行

ナ 独立行政法人住宅金融支援機構

ラ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

ム 独立行政法人国際協力機構